# 第2章 地域共生社会の実現に向けた地域の現状と課題

### 1 国の動向

平成28年6月に国は、「地域共生社会」の実現を提起しました。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざそうというものです。

平成 29 年6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する主体について、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者の三者を「地域住民等」と規定し、一人ひとりの区民も、区内で社会福祉事業や活動を行う団体も、地域福祉を主体的に推進する一員であるとしています。

# 【地域共生社会の実現に向けた国の動向】

### 地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

改革の背景と方向性							
公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換	『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換】						
●個人や世帯の抱える複合的課題等への包括的 な支援 ●人口減少に対応する、分野をまたがる総合的 サービス提供の支援	<ul><li>●住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す</li><li>●地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す</li></ul>						

改革の骨格							
地域課題の解決力強化	地域を基盤とする包括的支援の強化						
<ul><li>●住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備</li><li>●複合課題に対する包括的相談支援体制の構築</li><li>●地域福祉計画の充実</li><li>地域共の5</li></ul>							
●多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備 ●社会保障の枠を超え、地域資源と丸ごとつながることで地域に循環を生み出す、先進的取組みを支援	<ul><li>●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討</li><li>●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成過程・試験科目の一部免除の検討</li></ul>						
地域丸ごとのつながりの強化	専門人材の機能強化・最大活用						

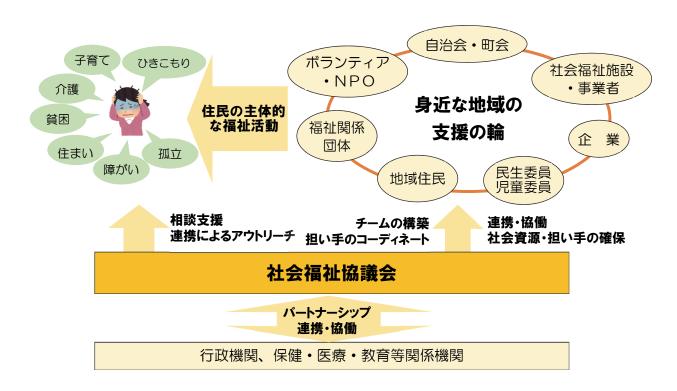
資料:厚生労働省資料等をもとに作成

# 2 全国社会福祉協議会と東京都社会福祉協議会が示す方向性

全国社会福祉協議会は、社会福祉協議会が地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的に関わることが重要であるとしています。そのために、行政とのパートナーシップとともに、従来以上に地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設との連携・協働が不可欠であること、さまざまな主体をコーディネートし、連携・協働して事業・活動を展開することがますます重要になるとしています<sup>1</sup>。

また、東京都社会福祉協議会は、多様な関係者の連携とネットワークを構築するとともに、「住民主体」を徹底し、住民や関係者が自分たちの地域を良くしたいという気持ちを共有することが重要であるとしています。そのために行政や専門職に期待されるのは、「住民のよきパートナー」としての役割であり、また、民生委員児童委員と社会福祉法人をつなぎ、チーム方式の地域福祉推進体制を構築していく調整役(コーディネーター)を担うことであるとしています<sup>2</sup>。

# 【地域共生社会の実現に向けた社協への期待】



<sup>1</sup> 全国社会福祉協議会「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」(2017年12月)

<sup>2</sup> 東京都社会福祉協議会「東京らしい"地域共生社会づくり"のあり方について 最終まとめ」(2019年3月)

# 3 区の地域福祉計画において示されている課題

### <大田区地域福祉計画における地域共生社会の実現に向けた課題>

### ① 大田区地域福祉計画における課題認識

大田区では、地域福祉活動計画に先だって、平成 31 年3月に大田区地域福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画(以下、「大田区地域福祉計画」)を策定しています。大田区地域福祉計画は、福祉を推進するうえでの大田区全体の理念や将来像、福祉サービスのしくみ等をまとめた計画です。そこでは、地域共生社会に向けた大田区の課題として以下の5つが挙げられています。

① 地域包括ケアシステムの普遍化の必要性② 複合的な課題への対応の必要性③ 地域活動を担う人材確保・育成の必要性④ 専門職の確保・育成の必要性⑤ 地域からの孤立を生まない地域づくりの必要性

また、大田区地域福祉計画では、成年後見制度をはじめとした権利擁護をより一層推進していくために、6つの課題が整理されています。

# 権利擁護の推進に向けた課題 一 ① 成年後見制度の正しい理解を広める必要性 一 ② 利用しやすい環境づくりの必要性 一 ③ 身上保護を重視した福祉的支援の必要性 一 ④ 人材確保・育成の必要性 ⑤ 早期発見・早期支援の必要性 ⑥ 不正防止の必要性

### ② 大田区地域福祉計画における大田社協の役割

これらの課題を踏まえ、大田区地域福祉計画は、「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」を基本理念としています。そして、理念の実現のため、大きく「複 合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」の考え方を示しています。

「複合課題に取り組む個別支援」に関しては、生活課題を抱える区民一人ひとりの支援 を確実に行うこと、大田区、大田社協、地域がそれぞれの役割を果たすことで包括的支援 体制の構築をめざすこと等が示されました。特に大田社協の役割としては、おおた成年後 見センターが権利擁護事業を視野に入れた相談を受け、区の相談支援機関とともに、複雑 化した課題の整理やきめ細かい支援をすることが期待されています。

また、「支援と共生の地域づくり」に関しては、地域ささえあい強化推進員等との連携が 重要な役割を果たすことが示され、大田社協には、新たな社会資源を創出したり、地域活 動の横のつながりをコーディネートするネットワーク構築の役割を担うことが期待されて います。

# 【地域共生社会の実現に向けて大田社協に期待される役割】

<基本理念> <大田区の2つの方針>

> 複合課題に 取り組む個別支援

安心して暮らせるまち

ともに支えあい

地域力ではぐくむ

支援と共生の 地域づくり

<大田社協に期待される役割>

区相談支援機関と連携した複合課題支援

権利擁護事業の推進

コーディネーター機能の発揮

地域の社会資源の創出

# 【地域福祉を推進するコーディネーターの役割】

区の地域福祉課地域包括ケア推進担当

分野を横断した支援を実施するための総 合調整と、包括的な支援体制を確立する ためのネットワークづくりを行います。

### 大田社協の地域福祉コーディネーター

住民同士の支えあいによる地域福祉活動 を進めるため、住民間や関係者をつなぐネ ットワークづくりや、多世代の地域生活課 題を解決するための地域資源の発掘や育 成を進めます。

4 つのコーディネーターが課題情報等を共有。 地域全体で課題に取り組む体制につなげる。

地域と連携して、高齢者の見守りを中心 としたネットワークの構築を進めます。

地域包括支援センターの 見守りささえあいコーディネーター 高齢者を中心とした地域の自助力・互助 力を強化し、支えあいネットワークを構 築します。

区の地域ささえあい強化推進員

# 4大田社協の地域福祉活動計画(リボン計画3)としての大田区の現状と課題

大田区地域福祉活動計画(リボン計画)は、地域住民をはじめ、自治会・町会、民生委員児童委員、ボランティア・NPO等地域福祉活動に携わる地域活動団体、社会福祉に関わる事業者、行政機関や専門機関等多様な人々が、地域福祉を主体的に推進するための計画です。

そこで、大田区地域福祉活動計画として、以下の3つの視点から大田区の現状と課題を 整理しました。

### I 地域住民の意識から見える現状と課題

地域で生活している個々の人々が、地域の助けあいや福祉に対して、どのような意識・ 認識を持っているかを整理しました。

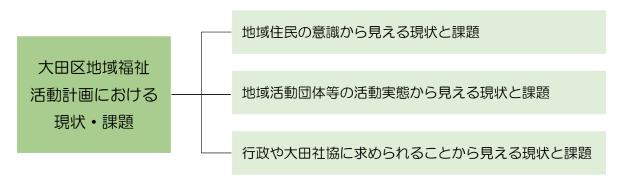
### Ⅱ 地域活動団体等の活動実態から見える現状と課題

自治会・町会、民生委員児童委員、ボランティア団体や NPO 等の地域活動団体等<sup>4</sup>が、 どのような課題やニーズを有しているかを整理しました。

### Ⅲ 行政や大田社協に求められることから見える現状と課題

地域住民や地域活動団体等が、行政や大田社協に対して、どのようなことを求めているのか、どのような認識を持っているのかを整理しました。

# 【現状と課題を把握するための3つの視点】



3 平成8年度に策定した第1次大田区地域福祉活動計画以来、「福祉の心をリボンに託して結びあう」という思いを込めて、「リボン計画」と称しています。

<sup>4</sup> 大田区が平成 29 年度に実施した「大田区地域福祉計画実態調査」として実施した調査のうち、自治会・町会、ボランティア団体・NPO 等を対象にした「地域福祉組織・団体調査」と、民生委員児童委員を対象とした「民生委員児童委員調査」を参照して把握しました。なお、ここでは、これらの調査対象となった方々を総称して「地域活動団体等」と表記しています。

## 

### □ 現状と課題

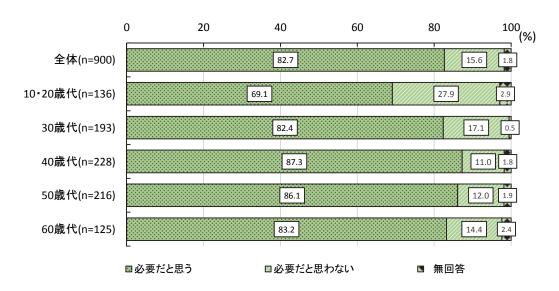
### 地域住民を地域福祉へつなぎ、担い手を発掘・育成することが求められています

地域での助けあいの必要性が世代を超えて認識されています。そのような中で、ボランティア や地域活動への潜在的な参加ニーズに対応し、地域住民を福祉活動へつないでいくことが求め られています。また、地域活動を担う若手の担い手を発掘し育成していくことが必要です。

## ①地域における助けあいの必要性【大田区地域福祉計画掲載】

● 地域における助けあいについて、全体では82.7%が必要だと考えています。しかし、年齢別で見ると、10・20歳代ではやや低くなっています。

### 図表 2-1 地域の助けあいの認識



資料:大田区地域福祉計画実態調査(平成29年度)

### <コラム:8050問題>

子どものひきこもりが長期化するなどして、「親の年金頼みで子が無職」というような状況にあることは、近年8050問題と呼ばれています。80は80歳代の親、50は自立できない事情を抱える50歳代の子どもを意味しています。ひきこもりが長期化するなどして子どもが中高年になる一方で、親は高齢で介護が必要な状況になり、生活が困窮したり社会から孤立するなどの問題が発生します。

8050 問題に対しては、社会福祉協議会による支援に加え、地域住民による情報提供、専門機関による自立支援等、多様な関係者の連携と協働による体制づくりが必要になっています。

### ②福祉への関心

- 保育、子育て支援等子どもの福祉への関心を年齢別に見ると、30 歳代の 81.9%が関心を有しており最多となっています。
- 高齢者の福祉と障がい者の福祉への関心は、年齢が高くなるほど高くなっています。
- 地域の助けあいやボランティア活動への関心を年齢別に見ると、40 歳代以上は30 歳代以下と比較して高い関心を有しています。

図表 2-2 年齢別にみた関心のある福祉分野

### 【高齢者の福祉に関すること】 【子どもの福祉に関すること】 100 100 (%) ¬(%) 全体(n=900) 29.1 32.3 全体(n=900) 23.6 45.7 10·20歳代(n=136) 25.0 33.8 10・20歳代(n=136) 5.9 ▮ 39.0 30歳代(n=193) 48.7 33.2 30歳代(n=193) 7.3 48.2 40歳代(n=228) 34.2 40歳代(n=228) 24.6 46.9 30.7 50歳代(n=216) 19.4 50歳代(n=216) 39.4 44.0 30.1 60歳代(n=125) 10.4 36.0 60歳代(n=125) 39.2 48.8 ■非常に関心がある ■少しは関心がある ■非常に関心がある □少しは関心がある

【障がい者の福祉に関すること】 【地域の助けあいやボランティアに関すること】 100 100 (%) (%) 全体(n=900) 9.6 31.6 全体(n=900) 8.8 38.8 10-20歳代(n=136) 3.7 24.3 30歳代(n=193) 6.7 26.4 30歳代(n=193) 5.2 ≥ 34.7 40歳代(n=228) 11.4 31.6 40歳代(n=228) 10.1 43.0 50歳代(n=216) 11.6 50歳代(n=216) 11.6 40.7 37.5 13.6 60歳代(n=125) 36.8 60歳代(n=125) 10.4 42.4

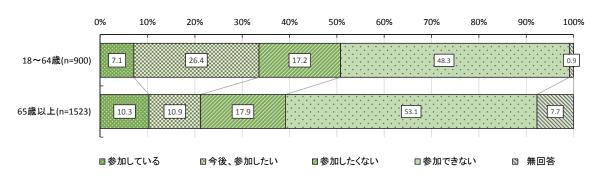
■非常に関心がある ■少しは関心がある

■非常に関心がある ■少しは関心がある

### ③ボランティア活動への参加状況

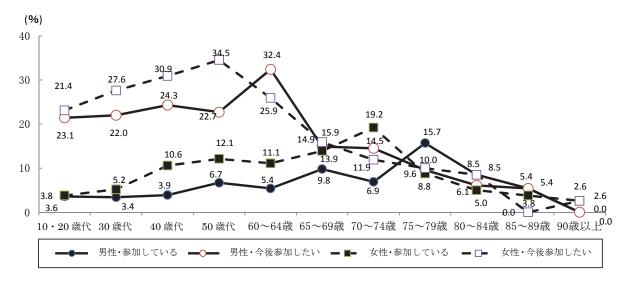
- 現在ボランティア活動に参加している割合は 18~64 歳で 7.1%、65 歳以上で 10.3% となっています。また、今後参加したい割合は、18~64 歳で 26.4%、65 歳以上で 10.9% となっています。
- 現在ボランティアに参加している割合が高い年齢層は、男性が 75~79 歳、女性が 70~74 歳となっており、高齢者の参加率が高いことがわかります。
- 一方で、今後参加したい割合が高い年齢層は、男性が 60~64 歳、女性が 50 歳代となっており、主に仕事をリタイアした男性や子育てを終えた女性の世代での参加意向が高いことがうかがえます。

図表 2-3 ボランティア活動への参加状況



資料:大田区地域福祉計画実態調査(平成29年度)

図表 2-4 性別・年齢別にみたボランティア活動への参加状況



## <Ⅱ:地域活動団体等の活動実態から見える現状と課題>

### □ 現状と課題

### 地域で活動する団体等の連携を促進するしくみづくりが求められています

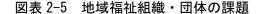
地域住民が抱える課題解決のために他団体や専門機関と連携することの必要性が広く認識されています。しかし、個々の団体においては担い手確保・資金確保といった運営面の課題が大きく、団体独自に連携を推進していくことが困難な状況にあることが予想されます。地域で活動する団体等の連携を促進するためのしくみづくりが求められています。

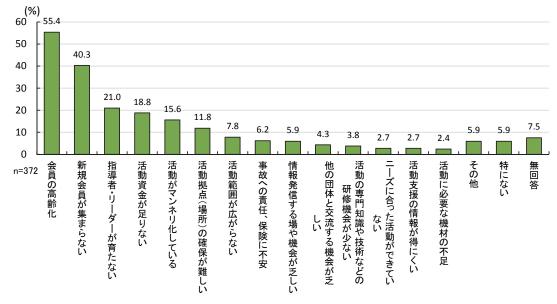
### 予防的福祉のための情報共有のしくみづくりや福祉情報の提供が求められています

民生委員児童委員はプライバシーや個人情報保護の観点等から、地域住民へのアプローチ方法について悩みを抱えていることがわかりました。また、NPO 等においては活動内容の PR の必要性が強く認識されていました。これらのことから、団体の情報や福祉サービスの情報が、問題を抱えた地域住民に十分に行き届いていないことが予想されます。その結果、社会的孤立を防止できず、問題が複雑化してしまうリスクが高まっている可能性があります。予防的福祉の観点から、地域住民の困りごと等の情報共有のしくみづくりや、情報提供の機会の充実が求められています。

### ①地域福祉組織・団体が困っていること【大田区地域福祉計画掲載】

● 地域福祉組織・団体の課題を見ると、「会員の高齢化」が 55.4%、「新規会員が集まらない」が 40.3%、「指導者・リーダーが育たない」が 21.0%、「活動資金が足りない」が 18.8%となっており、担い手や資金の確保等、団体自体の持続的な運営に関する問題意識が高くなっています。

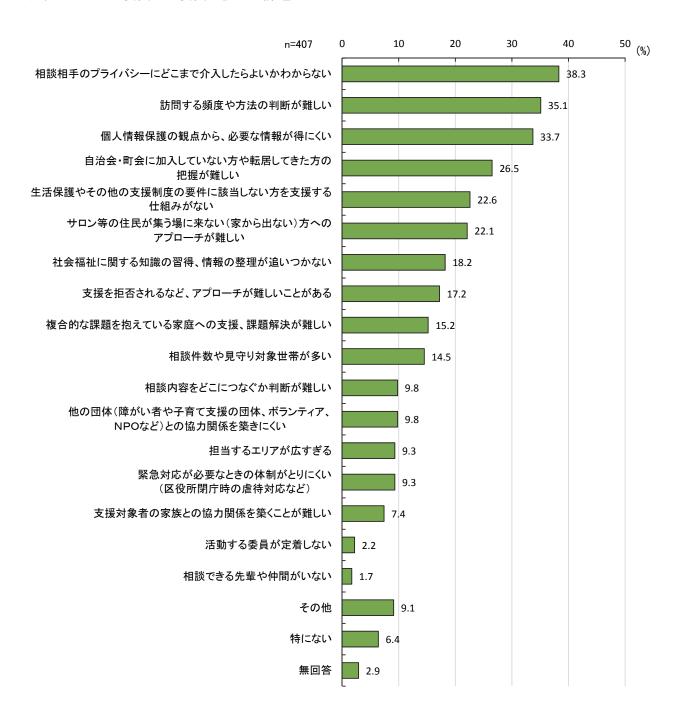




# ②民生委員児童委員の悩みや課題【大田区地域福祉計画掲載】

● 民生委員児童委員は、プライバシーや個人情報の問題、訪問頻度や訪問方法等、地域住民 へのアプローチのあり方に対して悩みを抱えていることがわかります。

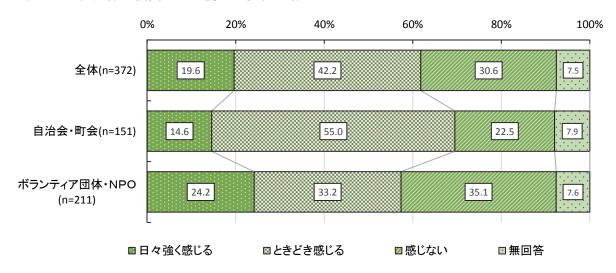
図表 2-6 民生委員児童委員の悩みや課題



### ③他団体や機関との連携の必要性の有無

● 自治会・町会では約7割が、ボランティア団体・NPOでは約6割が、他団体や機関との 連携の必要性を感じています。

図表 2-7 他団体や機関との連携の必要性の有無

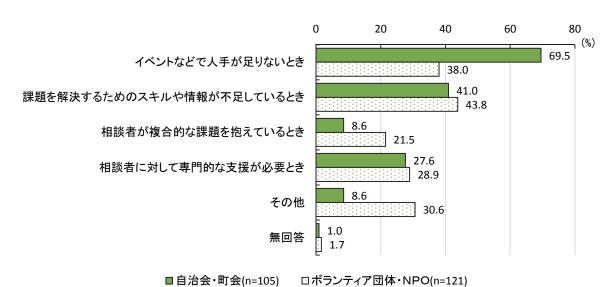


資料:大田区地域福祉計画実態調査(平成29年度)

### ④他団体や機関との連携の必要性を感じるとき

● 自治会・町会、ボランティア団体・NPO ともに、「イベントなどで人手が足りないとき」 や「課題を解決するためのスキルや情報が不足しているとき」に、他団体や機関との連携 の必要性を感じる割合が高くなっています。

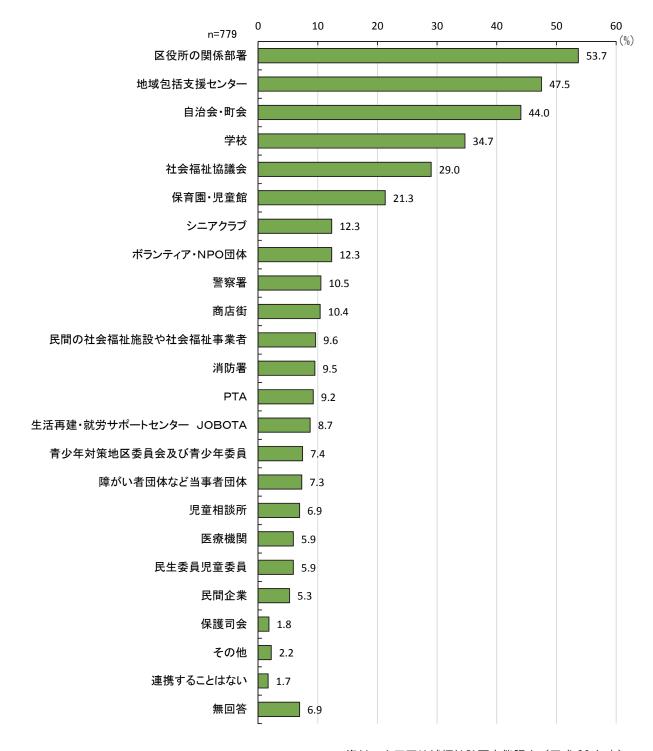
図表 2-8 他団体や機関との連携の必要性を感じるとき



### ⑤連携を深めたい団体

● 地域福祉組織・団体等が活動を発展させるために連携を深めたい団体として、区役所の関係部署が53.7%、地域包括支援センターが47.5%、自治会・町会が44.0%となっています。社会福祉協議会に対しては、29.0%の団体等が連携を深める必要性を感じています。

図表 2-9 連携を深めたい団体



### ⑥活動の充実に向けて必要なこと

● 自治会・町会、ボランティア団体・NPOともに、活動の充実に向けて、「地域の住民に活動内容を積極的にアピールしていく」ことや、「新たな担い手を育成していく」ことの必要性が高まってきています。

図表 2-10 活動の充実に向けて特に必要なこと

(単位:%)

		自治会·町会		ボランティア団体・NPO その他団体			
	平成 29 年度 n=151	平成 24 年度 n=154	平成 20 年度 n=146	平成 29 年度 n=211	平成 24 年度 n=178	平成 20 年度 n=130	
他の組織・団体等との交流や協働の機会を増やす	23.8	19.5	20.5	29.9	37.6	35.4	
地域の住民に活動内容を積極的に アピールしていく	58.3	56.5	47.3	54.0	51.7	43.1	
新たな担い手を育成していく	74.8	50.6	49.3	53.6	51.1	50.0	
民生委員児童委員との交流・協力 関係を深めていく	6.6	34.4	28.1	5.7	6.2	3.8	
会員・委員相互の交流を活発にして いく	49.7	44.8	45.2	25.1	22.5	26.9	
行政との連携を深める	34.4	34.4	41.8	35.1	33.1	31.5	
専門的な研修・勉強会などの機会を 増やす	7.9	10.4	8.2	16.6	26.4	26.2	
その他	1.3	0.6	1.4	3.3	2.2	3.1	
無回答	4.0	4.5	8.2	8.1	6.7	8.5	

※表中の太字:平成 20 年度と比較して平成 29 年度が 5pt 以上上昇している場合を太字にしています。

資料:大田区地域福祉計画実態調査(平成29年度)

### <コラム:2025 年問題と2040 年問題>

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代の約700万人が、2025年に後期高齢者(75歳以上)に到達します。現在約1,500万人程度の後期高齢者が、2025年には約2,200万人と約1.5倍になり、全人口の4人に1人が後期高齢者になると推計されています。その結果、医療・介護に要する社会保障財政が逼迫することに加え、医療・福祉サービスを提供する担い手の不足、認知症患者や要介護者数の増加、孤独死の増加等、さまざまな福祉課題が噴出することが見込まれています。「2025年問題」と呼ばれる問題です。

さらに、2040 年になると、1971 年から 1974 年に生まれた団塊ジュニア世代が高齢者(65 歳以上)となり、高齢者人口がピークを迎え約4,000 万人になります。同時に、現役世代が急減します。その結果、より一層担い手不足が深刻化し、福祉サービスのしくみ自体が機能不全に陥る可能性が指摘されています。これを「2040 年問題」と呼びます。

2025 年や 2040 年は遠い将来の他人事ではありません。誰もが直面するすぐ近くの現実問題として、「担い手の不足」や「福祉サービスを提供するしくみの機能不全」等が発生することが見込まれています。かつての日本社会が経験したことのないこれらの課題に柔軟に対応していくためには、地域の社会資源の力を結集し、さまざまな関係者が連携して課題に対応していく「地域共生社会」の必要性が増していると言えます。

### <Ⅲ:行政や大田社協に求められることから見える現状と課題>

### □ 現状と課題

### 大田社協の認知度を高めていくことが必要です

大田社協の認知度が低いことで、問題を抱えた地域住民と、解決策を有する団体との間でのマッチングを図る機会が失われている可能性があります。

特に、今後の高齢者人口の増加等を踏まえると、おおた成年後見センターをはじめとした大田 社協の様々な側面の認知度を高めていくことが大切です。

### 大田社協は多機能性を発揮しそれを発信していくことが求められています

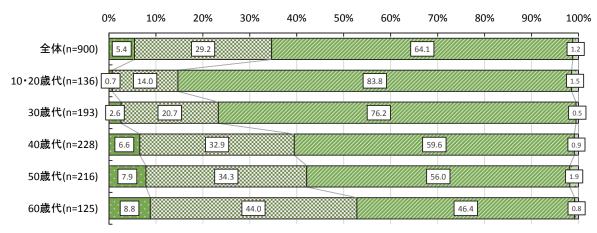
大田社協には多機能性が期待されています。問題を抱えた地域住民へ直接サービスを提供する機能、地域住民をボランティア活動等へ結びつける社会参加促進機能、地域活動団体同士の連携を促進するプラットフォーム機能、行政をはじめとした公的機関等と結びつける中間支援機能、安心した生活を支える権利擁護を推進する機能等、多様な機能が求められています。 また、区の制度、施策、施設に関する情報等も含め、認知されていない事項は積極的に住民等

### ①社会福祉協議会の認知度

に伝えていく必要があります。

- 社会福祉協議会の認知度は、全体では「名前も活動内容も知らない」が 64.1%となっています。
- 年齢別に社会福祉協議会の認知度を見ると、10~30歳代では認知度が低く、年齢が高くなるほど認知度が高くなっています。

### 図表 2-11 社会福祉協議会の認知度(18歳~64歳)

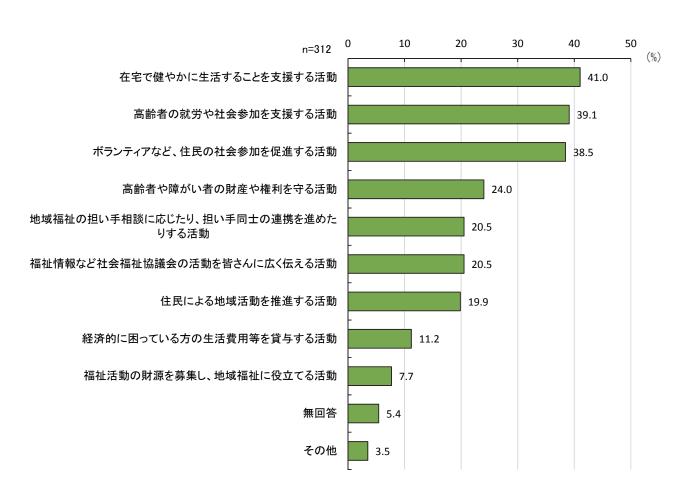


- ■名前も活動内容も知っている
- 図名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない
- 図名前も活動内容も知らない
- □ 無回答

### ②社会福祉協議会の重視すべき活動

● 社会福祉協議会が重視すべき活動を見ると、「在宅で健やかに生活することを支援する活動」が41.0%、「高齢者の就労や社会参加を支援する活動」が39.1%、「ボランティアなど住民の社会参加を促進する活動」が38.5%と高くなっています。

図表 2-12 社会福祉協議会が今後の活動で重視すべきこと (18 歳~64 歳)



### ③地域での支えあいによる課題解決のために行政が取り組むべきこと

- 行政が取り組むべきことについて、ボランティア団体・NPO・その他団体では、「地域の 方々が知り合う機会や活動する場所を確保する」ことに対するニーズが高まっています。
- 自治会・町会や民生委員児童委員では、「事業者、ボランティア・NPO と自治会・町会等の住民組織が連携する機会を増やす」ことに対するニーズが高まっています。

図表 2-13 地域での支えあいによる課題解決のために行政が取り組むこと

(単位:%)

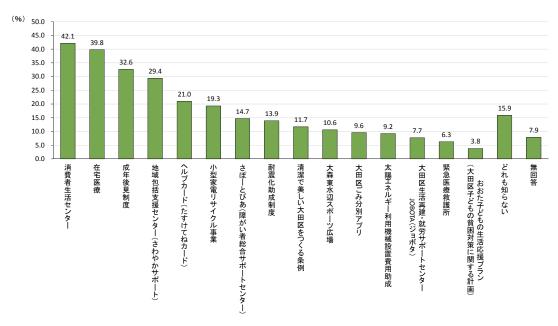
	自治会·町会			ボランティア団体 NPO・その他団体			民生委員児童委員		
	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	29 年度	24 年度	20 年度	29 年度	24 年度	20 年度	29 年度	24 年度	20 年度
	n=151	n=154	n=146	n=211	n=178	n=130	n=407	n=446	n=438
地域の福祉活動									
に参加するよう	42.4	41.6	51.4	20.4	20.2	30.8	34.4	43.5	43.4
PRする									
地域の方々が知									
り合う機会や活	46.4	39.0	45.2	47.9	35.4	28.5	60.4	C2 7	C1 4
動する場所を確	46.4	39.0	45.2	41.9	30,4	20.5	60.4	63.7	61.4
保する									
ボランティア情報									
を収集・提供する	13.2	13.6	12.3	26.5	30.3	27.7	18.2	16.4	15.5
窓口を充実する									
様々な団体が地									
域の課題につい	21.9	27.3	29.5	22.7	21.9	20.8	26.8	27.4	30.6
て話し合うための	21.9	21.3	29.5	22.1	21.9	20.6	20.0	21.4	30.0
機会を設ける									
活動する場所や	39.7	35.7	38.4	47.9	43.8	51.5	31.4	29.6	28.8
資金を支援する	39.1	50.7	30.4	41.9	43.0	51.5	31.4	29.0	40.0
事業者、ボランテ									
ィア・NPOと自治									
会・町内会などの	38.4	39.6	27.4	29.4	36.0	33.8	42,0	44.4	36.5
住民組織が連携	30,4	0,80	21.4	29.4	30.0	აა.ბ	42.0	44.4	30.3
する機会を増や									
す									
その他	4.6	1.9	3.4	4.7	5.1	5.4	2.7	1.3	5.3
無回答	7.9	11.0	11.0	12.3	9.0	7.7	5.4	4.0	3.7

※表中の太字:平成 20 年度と比較して平成 29 年度が 5pt 以上上昇している場合を太字にしています。

### ④制度・施策・施設の認知度

- 大田区等の制度、施策、施設についての認知度は、「消費者生活センター」や「在宅医療」 については約4割、「成年後見制度」や「地域包括支援センター(さわやかサポート)」に ついては約3割となっています。
- 他方、「どれも知らない」の割合は 15.9%となっており、認知度が1割未満の制度等もあります。

図表 2-14 大田区等の制度・施策、施設の認知度



資料:大田区政に関する世論調査(平成30年7月実施)

### ⑤おおた成年後見センターの相談件数

- おおた成年後見センターへの相談件数は増加傾向にあり、平成 30 年度時点で 3,711 件となっています。
- 今後、認知症高齢者数が増加していくことが見込まれており、おおた成年後見センターへ のニーズが増大することが予想されます。

図表 2-15 おおた成年後見センター相談件数 (左) と将来の認知症高齢者数の推計 (右)



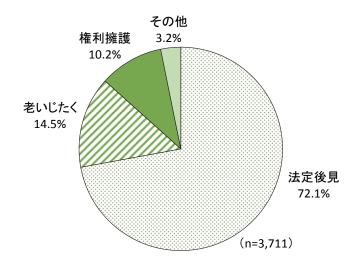


資料:大田区社会福祉協議会、大田区地域福祉計画(平成31年3月策定)

### ⑥おおた成年後見センターへの相談内容の内訳

 平成30年度における、おおた成年後見センターへの相談のうち、7割以上を「法定後見」 に関することが占めています。また、「老いじたく」に関することが14.5%、「権利擁護」 に関することが10.2%となっています。

図表 2-16 おおた成年後見センターへの相談内容の内訳(平成 30 年度)



※権利擁護:福祉サービスの情報提供・助言などの相談や、日常的金銭管理の支援等を意味します。

資料:大田区社会福祉協議会

### くコラム:成年後見制度とは>

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でない人(本人)の 権利や財産を守る支援者(成年後見人等)を選任する制度です。例えば、不動産や預貯金等の財産の管理をしたり、介護サービスや福祉サービスに必要な契約を結んだりする際に、判断能力が不十分なために自分で契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。その際に、本人が不利益をこうむることがないよう、支援し保護する制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度は、本人の判断能力が十分でない場合、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、本人に代わって契約等の法律行為を行い、本人を保護・支援します。また、任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自ら代理人(任意後見人)を選び、判断能力が低下した際に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

大田区では、平成 16 年度に大田社協が「権利擁護係」を設置し、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利擁護に関する事業を実施してきました。その後、平成 18 年度には名称を「成年後見センター」と変更(平成 30 年4月からは「おおた成年後見センター」に変更)し、成年後見制度の推進機関として位置づけられました。

おおた成年後見センターに寄せられる相談件数は増加しており、成年後見制度に関する相談も増加傾向にあります。また、今後、高齢化の一層の進展により、一人暮らしや認知症の高齢者が増加し、障がい者やその家族についても高齢化が進むことが予想されます。そのため、成年後見のニーズが確実に増加していくことが見込まれます。

# 5 大田区社会福祉協議会が取り組む課題の整理

地域共生社会の実現に向けた国等の動向や大田区地域福祉計画で挙げられた課題、そして大田区の地域住民や地域活動団体等の現状・課題等を踏まえ、大田社協は以下の6つの課題に取り組む必要があると考えています。

### 1.「丸ごと」支える体制づくりの必要性

課題の複雑化・複合化に対応していくためには、子どもには子育てサービス、障がい者には障がい者サービス、高齢者には高齢者サービスという従来の「縦割り」サービスではなく、課題を抱えた当事者に応じて、関係機関等が柔軟に連携してチームで対応する「丸ごと」支援の体制づくりが必要です。

大田区の地域福祉組織・団体等においても、地域住民、商店街、地域活動団体、NPO法人、福祉施設、保健・医療・教育関係機関、専門機関等が連携する必要性が広く認識されていました。

そこで、地域の中で、高齢、子ども、障がい等の分野ごとの福祉を超え、さらには乳幼児から高齢者まで世代を横断的に捉える地域の力を集めた活動を推進し、専門機関とも連携した切れ目のない細やかな支援を実施できる体制づくりが必要です。

### 2. 「我が事」の喚起・定着の必要性

社会的に孤立することや複雑化・複合化した課題を抱えるということは、誰にでも起きる可能性があることです。そのため、より良い地域をつくる取組みは、誰もが当事者になり得ることを認識することが出発点となります。

大田区の地域住民においても、ボランティアをはじめとした地域活動への潜在的な参加 ニーズがあることがわかっています。他方で、団体等においては、新しい担い手を育成し ていくことが課題として認識されており、両者のマッチングを進める必要性が高まってい ます。さらに、行政機関に対しては、地域住民が相互に知りあう機会等を創出することが 期待されていました。

そこで、私たちが住んでいるこのまちで起きていること、地域のことを自分のこととして受け止め、考えていく文化を地域ぐるみでつくっていくことが必要です。

### 3. 予防的福祉の必要性

近年、社会的孤立に陥るリスクが高まっており、解決が困難な程度にまで問題が複雑化・ 複合化するケースも見られます。大田区の地域活動団体等においても、活動情報や福祉情報が課題を抱えた地域住民に伝わっていないことが認識されており、その結果として、問題が困難化している可能性があることが懸念されます。

そこで、予防的福祉の視点から、問題が困難化する前に、地域にある相談機関や担い手が連携して支援に取り組むことが必要です。

### 4. 課題や解決策を共有する場の必要性

地域で生活していくうえでは、さまざまな課題に直面する可能性がありますが、地域の 実情や特性を踏まえて課題を共有し、解決策を地域ぐるみで検討・共有するしくみが必要 です。

また、日常生活圏域(18 特別出張所の区域。大田区における圏域の考え方は、83 ページ参照)は、住民同士の主体的な支えあいや地域力による気づき・見守りを可能にする圏域ですが、この圏域だけで解決できない問題や圏域で共通している課題が生じた場合には、他の圏域のノウハウや知恵を活用したり、圏域間で住民同士が協力して対応することが求められます。

そこで、地域ごとに課題を共有し解決策を検討する"場"とともに、地域を越えて広く情報を共有・展開するための機能や体制整備が必要です。

### 5. 地域福祉を担う人材育成の必要性

地域福祉組織・団体が困っていることとして、「会員の高齢化」「新規会員が集まらない」 「指導者・リーダーが育たない」等が挙げられていました。また、大田社協等に対しては、 「ボランティア等、住民の社会参加を促す活動」が強く求められていました。このように、 人材の確保・育成について課題が強く認識されています。

そこで、担い手の裾野を広げるという観点からは、教育関係機関と連携し、将来の福祉を担う人材を育てるための"種まき"を行っていく必要があります。特に、2025 年問題や 2040 年問題を踏まえると、地域福祉に関心をもつ若者を育てることは非常に重要な意味を持ちます。

そして、専門的な人材の育成という観点からは、社会福祉法人や福祉事業所等、地域住 民からの相談の窓口となる方々を育成すること等を通じて、課題の早期発見や解決につな げる必要があります。

### 6. 権利擁護の一層の推進の必要性

支援を必要とする人の権利が適切に守られるためには、成年後見制度を利用しやすくし、 また、支援に参加しやすくすることが重要です。さらに、制度の利用に至る前の人も含め、 必要な人に適切な支援が届くように結びつけ、寄り添った支援が行われる体制が必要です。

権利擁護に関わる問題が深刻化する前に支援に結びつけることができるよう、支援が必要な人の存在に早期に気づき、速やかに適切な支援につなげていくための地域の連携体制も重要です。

住み慣れた地域で安心した生活を続けるためには、どのような人でも成年後見制度を含む権利擁護支援を受けることのできる体制やしくみが必要となります。また、正しい理解のもと、本人のために制度が運用されるようにしていくことも重要です。